

令和7年度当初予算における引上げ分の地方消費税充当事業

【歳入】	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源分)	27,840千円
【歳出】	社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	540,171千円
	うち、所要一般財源	302,087千円

【社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳】

(単位:千円)

事業名		事業費	所要一般財源	備考
社会福祉	障害者・母子等福祉事業	100,763	39,766	
	高齢者福祉事業	175,203	93,825	
	児童福祉事業	150,657	80,184	
	計	426,623	213,775	
社会保険	国民健康保険事業	16,408	8,615	国民健康保険事業特別会計繰出金
	国民年金事業	93	0	
	計	16,501	8,615	
保健衛生	医療に係る事業	73,973	59,121	後期高齢者医療特別会計繰出金を含む
	疾病予防対策事業	13,780	11,342	
	環境衛生事業	9,294	9,234	
	計	97,047	79,697	
合 計		540,171	302,087	

【本表について】

本表は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、消費税率引上げにより増収となった地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、その経費を明示したものである。